(本號八面)　(明治廿五年三月一日　郵便信書省認可)　明治二十六年三月四日　(定價金二錢)

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も多き新聞紙なり

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外に一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰			
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿に付東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て所類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

第三千五百九十四號　土曜日
明治廿六年三月四日（庚子）
舊暦癸巳正月十六日
月出午前六時九分　入午後七時三十八分
月出午前六時五十四分　入午後七時十九分
月出午前六時三十九分　入午後六時五十五分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報

郡司大尉の千嶋行に就き海軍當局者に望む

今回郡司海軍大尉の千嶋行は實に近來の快事にして日本男子の氣を壯にするに足れり從來内地の人民にして千嶋に行きたるものなきに非ざれども大尉の如き海事に經驗ある人が先導者と爲り一團百何十名の同士を結合して事を企てたるは實に今回を以て第一着と稱す可し其事業の結果如何は豫め言ふ可からずと雖も只その一舉以て全國の人民に海の内外に對する移住もしくは企業の心を奮起せしむるの效あるは我輩の斷じて疑はざる所なり左れば此事を聞召され辱なくも天皇皇后兩陛下より金圓を下賜せられ又同胞の有志者も續々義金を投じて之を助けんとするものあるも畢竟その事の關係する所少からざるが爲めにして單に大尉一身の壯擧を嘉するのみに非ざるを知る可し抑大尉の志す所斯くの如く壯にして且その事の關係少なからざるは右の如き次第なりと雖も愛に我輩の眼を以て其行を見れば竊に危險の情に堪へざるものあり聞く所に據れば今回の行は數隻の端艇を艤し同行百何十人のものは一同ふれに乘組み沿岸を傳ひ隨所の港灣に立寄りて遠に目的の地に達する趣向なりと云ふ而して其端艇は大尉の工風に成りたるものにて高、覆沒等の患めらざるのみか同行の百何十人は何れも數年間海上の經驗ある海軍の兵卒なれば決して危險の心配はなき筈なりと云へども一擧め測る可らざるは天氣の變化にして若しも海上に於て不意に颶風激浪の襲ふ所とならば如何す可きや僅かに覆沒の患は免るゝも一片の端艇如何でか風濤に堪へ可けんや數隻の同舟、海上に散亂して互に形勢を失ひ或は數十日間大洋の中に漂泊するが如きことあるやも知る可らず危急に端艇内に貯へ得べき食料は素より數日の量に過ぎざるが故に若しも不幸にして斯る天變に遇はゝ幸に魚腹に葬らるゝの難は脱するも遂に饑餓に倒るゝの患なきを期す可らず斯る事例は往々見る所にして獨り我輩の掛念のみならず海上の事に慣れたるもの〻一般に危ぶむ所なり若し萬一にも斯る出來事あるに至らば單に大尉一行の不幸に止まらず之を小にしては日本の海軍の爲めに良士卒を失ひ之を大にしては今正に勃興せんとしつゝある企業心を挫て全國の人心を沮喪せしむるものにして其影響する所決して少小ならざる可し依て我輩の希望する所は我海軍省にて一隻の小軍艦を派し其一行を護送せしむるの一事なり日本の海岸を巡航して一般の人民を保護するは海軍本素の務にして千嶋の如きは殊に時々巡航の必要もあるべきなれば幸ひ此機會に護送艦を派し一行の到着を見屆くるは適當の處分なる可し或は當局者の邊には海軍の籍に在る大尉の行を送るとゆうては何か部内の人に對する嫌もありとて世間の思惑如何を掛念するが如き事情もあらんかなれども今回の事は決して海軍々人としての行に非ず即ち全國の企業心に關係して既に兩陛下に於ても其擧を嘉せられ又一般の同胞に於ても等しく同情を表する所のものなれば國家の海軍が國家の爲めに此種の企に對して保護を與ふるは素より適當の處分にして一般の公衆は之を批難せざるのみか寧ろ賞賛せんとす我輩の疑はざる所なり又聞く所に據れば今回の企に就て最も苦しむ所は一行中一名の醫師なき一事なりと云ふ百何十人の一行が途中に非常の危險を冒して然かも遠隔異候の地に移住するに一人の醫師を得る能はずとは其困難察す可くして傍觀す可きに非ざれば是れ又海軍省より一名の醫官を貸與して然る可し聞く大尉一行の出發は數日の内に在りと云ふ我輩は海軍の當局者が速に議を決し機會を誤まらずして適當の處置あらんことを切望するものなり

官報

○法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル徴兵令中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年三月二日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
陸軍大臣伯爵大山巌
海軍大臣子爵仁礼景範

法律第四號
徴兵令中改正ノ件

第一條　第二十一條及第四十六條中「第二十六歳」トアルヲ「第二十八歳」ト改ム

第二條　第三十二條中「(官立學校小學科及補習科等ノ教科ヲ除ク)」ノ下ニ「(官立學校ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校若クハ文部大臣ノ認可ヲ經タル學校ニ在リテハ其